

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

### No.70 2017/7/7

#### 1 カンピロバクター食中毒対策の推進に関するQ&Aについて事務連絡

7月6日、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課及び消費者庁食品表示企画課の連名で各都道府県等食品衛生主管部（局）食品衛生担当課宛標記事務連絡を出した。

カンピロバクター食中毒対策の推進については、「カンピロバクター食中毒対策の推進について」（平成29年3月31日付け生食監発0331第3号及び消食表第193号。以下「通知」という。）により関係事業者に対して加熱調理が必要である旨の情報伝達に関する指導及び食中毒発生時の対応をお願いしているところ、今般、その趣旨等について「カンピロバクター食中毒対策の推進に関するQ&A」を作成したもので、その問いは次のとおり。

問1. 平成29年3月31日付け通知「カンピロバクター食中毒対策の推進について」の趣旨を教えてください。

問2. 通知の2において「必要に応じて公表をする」とありますが、具体的にどのような対応例がありますか？

問3. 通知の2において、「食中毒調査結果として厚生労働省に報告すること」とありますが、加熱用表示等に関する調査の結果報告については、どのように行えば良いですか？

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000170338.pdf>